

第9回熊本市行政区画等審議会

日時：平成22年4月13日（火）9：30～

場所：KKRホテル熊本 2階「五峯」

開会時間 9時30分

終了時間 11時50分

○出席委員等（25名）

会 長	桑 原 隆 広			
副 会 長	上 野 眞 也			
委 員	坂 田 誠 二	江 藤 正 行	上 村 恵 一	
	牧 野 光 明	赤 星 香 世 子	崎 元 達 郎	
	岩 永 則 勝	植 村 米 子	大久保 太 郎	
	織 田 幹 夫	新 立 順 子	中 尾 保 徳	
	堀 義 徳	南 景 子	村 上 一 也	
	森 日 出 輝	森 徳 和	吉 村 一 郎	
	米 村 昌 昭	小 嶋 一 誠	池 部 正 剛	
	喜 安 和 秀	祐 名 三 佐 男		

○欠席委員等（3名）

林 美 貴 戸 内 敏 大 澤 一 史

第9回熊本市行政区画等審議会

日時：平成22年4月13日（火）9：30～

場所：KKRホテル熊本 2階「五峯」

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議 事

「行政区画の編成及び区役所の位置についての答申（案）」について

- 4 その他
- 5 閉 会

開始 9時30分

司会

それでは、定刻になりましたので、第9回熊本市行政区画等審議会を始めさせていただきます。本日は、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。早速ではございますが、本日配布いたしております資料の確認をさせていただきます。お手元に1枚もので「会次第」「席次表及び出席者名簿」「答申書への意見」そして冊子で「行政区画の編成及び区役所の位置 答申書(案)」以上4種類の資料を配布いたしておりますのでご確認をいただきたいと思います。また不足等がございましたら、事務局までお申し出いただきたいと思います。ご確認ありがとうございます。それでは、お手元に配布いたしております会次第に従いまして、進めてまいりたいと思います。

まず会議に先立ちまして、桑原会長よりご挨拶をお願いいたします。

桑原会長

皆さん、おはようございます。本日は朝早くからお集まりいただきましてありがとうございました。第9回目になります熊本市行政区画等審議会を始めさせていただきたいと思います。

前回の第8回の審議会におきましてこれまでの審議を踏まえまして、区割り、区役所の位置についてこの審議会としても意見を取りまとめさせていただきました。本日はその区割りと区役所の位置に基づきまして市長に対しまして答申する案についてご審議いただきたいと思います。1週間の期間がありましたけれども、私と上野副会長、それから事務局とで答申の案を作ってみましたのでご検討いただけたらと思います。それをもって修正すべきところは修正をいたしまして答申がまとまりましたら幸山市長にこの場にお出でいただきまして答申をお渡ししたいと思っております。本日もどうぞよろしく願いいたします。

司会

ありがとうございました。

それでは、熊本市行政区画等審議会要綱第5条第1項の規定に基づきまして、「会長が会議の議長となる」となっておりますので、ここからの進行を桑原会長をお願いしたいと思います。

会長

それでは、審議に入ります前に、まず会議の成立につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

政令指定都市推進室長の平塚でございます。本日は、委員28名のうち25名の委員の皆様のご出席をいただいております。従いまして、熊本市行政区画等審議会要綱第5条第2項の規定により本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

会長

ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思いますが、本日ご欠席されておりますけれども、戸内委員と大澤委員から本日の議題となります「答申書」についての意見書が提出されております。皆様のお手元に配布されていると思いますが、これにつきまして事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

お手元に会長宛に戸内委員と大澤委員の連名で意見書が出されていると思いますので要点をご説明させていただきます。前回の審議会において決定された5区案ですが、これは住民の皆様の意見が1つも反映されていないと書かれております。その上でその意見が取り上げられなかった理由を明確に答申書に盛り込むよう要望をされております。特に富合総合支所に決まった区役所の位置について明確な選定理由を示していただきますようお願いいたします、ということで結んでおられます。以上でございます。

会長

ありがとうございました。こうしたご意見も踏まえまして、これから答申の案をご検討お願いしたいと思います。本日の議題はお手元に書いてありますように「行政区画の編成及び区役所の位置について」の答申（案）についてということでございます。前回の審議結果を踏まえまして答申書の案を作成してみました。お手元に配布いたしておりますのでご検討をお願いいたします。それでは答申書（案）についての皆さんのご意見をいただきたいと思いますが、議論の進め方としまして、最初に答申書（案）全体の構成について事務局から簡単に説明していただいて、その後、答申書（案）の項目の区切りごとに皆さんのご意見をいただくという、そういう形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか？それではそういうことで進めさせていただきます。では最初に答申書（案）全体の構成につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

失礼して着座して説明させていただきます。

答申書（案）でございますけれども、構成は全章につづきまして6つの章で構成されております。まず資料を1枚捲っていただきたいと思いますが、一枚目はいわゆる審議会から

市長宛の答申の鏡でございます。

次の頁をお願いいたします。「答申にあたって」これはいわゆる前文でございますけれども、答申に至るまでの経緯と政令指定都市熊本に対する期待等を書かせていただいているところでございます。

次の「審議の経過」を1頁から3頁まで記載をいたしております。現地視察を含めて9回行いましたこの審議会の協議事項の概要をここに記載しているところでございます。続きまして4ページをお願いいたします。

第2章でございますけれども4頁から5頁にかけまして第3回の審議会でご決定いただきました行政区画編成の検討に当たっての基準をここに記載をしているところでございます。

続きまして6頁7頁をお願いいたします。同じく第3回の審議会でご決定いただきました区役所位置の検討に当たっての基準についてをここに書かせていただいております。

次に8頁9頁をお願いいたします。行政区画の編成及び区役所の位置についての結論でございます。前回ご決定いただきました5区案をここに数字と地図で示しているところでございます。

続きまして10頁をお開きいただきたいと思います。「本答申の考え方」でございますが、いわゆる区画の編成を(1)、区役所の位置を次頁の(2)、区の位置に当たって配慮すべき事項を(3)といたしまして10頁から13頁までに答申の考え方を記載しているところでございます。

最後に14頁をお開きいただきたいと思います。「審議会での主な意見」でございますが、これも区の編成、区役所の位置、その他に分類いたしまして、それぞれ第1回から時系列的に皆様方のご意見をここに記載させていただいているところでございます。後ほど詳しく読み上げますのでご確認をお願いいたしたいと思います。構成は第6部構成となっております。以上でございます。

会長

ありがとうございました。全体の構成は委員の皆さんにご覧いただきましたとおりですので、項目ごとに読み上げていただいて、それでもって皆さんのご意見をいただくというやり方で進めさせていただきたいと思います。

どうぞ、崎元委員。

崎元委員

先ほど議長がこの場で市長に答申するというふうに言われましたけれども、そのことと、ここで修正するということはどのように考えたらよろしいのでしょうか？

会長

ご意見をいただいて修正するところが出ましたら、あそこに審議している答申書の文案をスクリーンに映してもらおうようにしていきまして、ご意見をいただいてここを修正という方向になったら、まずはあそこで修正してもらって皆さんに確認してもらいたいと思います。それでよろしければそういうふうに修文するということにして、それで最後まで行きましたら、全体についてももう一度修正したものを印刷してもらって皆さんへお配りしてもらって皆さんに確認してもらおうと。もしかしたら休憩の時間を5分か10分かいただくとと思いますが時間をいただいて修正した答申案を皆さんにお配りして確認していただくと。その間に市長にここに来ていただくという段取りを私は考えているのですが、よろしいでしょうか？他の皆様もよろしければそういうことで進めさせていただきたいと思います。

それでは順番に項目ごとに審議していただきたいと思います。最初にこの「答申に当たって」というところを事務局読み上げてください。

事務局

「答申に当たって 本審議会は、平成21年11月2日に「行政区画の編成」及び「区役所の位置」について、熊本市長から諮問を受けた。

諮問事項は、熊本市が平成24年4月1日の政令指定都市移行を目指していくうえで、市民の日常生活に密接に関係する事項であり、今後のまちづくりに大きく影響する重要な事項である。

本審議会では、合計9回の会議を開催するとともに、区役所候補地などの現地視察を行うなど、慎重な審議を行ってきた。また、第5回審議会において決定した「5区と6区の2つの検討案」を公表し、パブリックコメントや住民アンケート、市内及び合併町での19回の住民説明会や10回の出前講座での説明会を行うことで、住民意見を聴取し、その結果をもとに議論を慎重に重ね、住民意見の反映に努めてきたところである。

その結果、本市における「行政区画の編成」及び「区役所の位置」について、本審議会として結論を得たものである。

本審議会は、新たに設置されることとなる行政区が、それぞれの個性や特性を生かしたまちづくりを競い合い、政令指定都市熊本全体の発展につながっていくことを期待するとともに、5つの区役所が設置されることにより市民サービスが一層向上し、市民が政令指定都市熊本を身近に感じることができるようになることを切に願うものである。」以上でございます。

会長

ありがとうございました。それでは「答申に当たって」につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか？それでは「答申に当たって」につきましてはこのとおりとさせていただきます。

それでは、1 頁目「審議の経過」に移らせていただきたいと思います。第 1 回から第 9 回までの審議の経過、会議内容を要約してあります。事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

1 頁をお願いいたします。第 1 回の審議会 1 1 月 2 日に開催しております。会議の内容につきましてはここに記載しておりますので省略させていただきます。結果といたしまして、政令指定都市制度の概要や合併協議会での決定事項の報告などについて、事務局から説明を受け、合併した 3 町の施設や市の施設など見る現地視察を行うことを第 1 回目の審議会で決定されております。これを受けまして 1 1 月 2 3 日に合併町の役場や市の総合支所、市民センターなどの視察を行いまして合併町の状況や既存施設の概要について事務局の方から説明を受けております。

第 2 回でございますが、1 1 月 2 4 日、既存の政令指定都市の「行政区画の編成、区役所の位置の基準」を参考に、本審議会としてどのような基準を作成するのかの審議を行い、次回の審議会では事前に事務局に基準のたたき台を作成してもらいそれについて審議を行うこととした。また小学校区は基本的に分断しないことや既存施設を最大限活用することを確認した。

第 3 回は昨年 1 2 月 3 日に開催されております。「行政区画の編成の検討にあたっての基準」と「区役所の位置の検討にあたっての基準」について、審議を行い、本審議会としての基準を決定した。今回決定した基準に基づいた区割り及び区役所の位置についてのたたき台を作る作業を事務局に依頼し、次回はそのたたき台について審議することとした。

2 頁目をお開きいただきたいと思います。第 4 回を昨年 1 2 月 2 2 日に開催いたしております。事務局から出された区割り及び区役所の位置についてのたたき台 2 案（5 区案、6 区案）について審議した。次回は各委員の考えを聞いたうえで、審議会として市民に示す区割りと区役所の位置の素案についての意見の集約を行うこととした。

第 5 回は今年 1 月 5 日に開催されております。区割りのたたき台に対する委員一人一人の意見確認を行い、前回示された 2 案（5 区案、6 区案）で住民説明会、パブリックコメント、住民アンケートを行い、地域住民の意見聴取を行った。次回はその結果を基に審議を行うこととした。

これを受けましてその下に記載しておりますようにパブリックコメントを本年 1 月 8 日から 2 月 7 日まで、住民アンケートを 1 月 2 2 日から 1 月 3 1 日まで、住民説明会を 1 月 2 6 日から 2 月 4 日まで市内及び合併町の 1 9 箇所で開催をしております。

これを受けまして 2 月 2 2 日第 6 回目の審議会を開催いたしまして、住民説明会、パブリックコメント、住民アンケートの結果や各団体、各地域から出された要望書、提案書について、事務局からの報告があった。その後、審議を進めていく中で、第 3 回審議会で決定した基準は、今後の審議においても尊重していくことを確認した。また、委員に対しては、パブリックコメントなどによって出された住民の意見や本審議会に提出された要望・

陳情などを踏まえて、区割り案の修正案や代替案の具体的な提案を求め、それらを含めて次回以降の審議を進めることとした。これを受けて2名の委員から4区案の提示があった。

3頁をお願いいたします。第7回を3月29日に行っております。委員から区割り案等についての修正案や代替案が提案され、その考え方についての説明が行われた後、提案された3、4、5、6区案についての審議を行った。①3区案については、支持する委員がなかったため検討の対象から外すこととした。②6区案については、以前、賛成していた委員が他の案を支持したため、検討の対象から外すこととした。③4区案については、「財政面や住民サービスの面などについて、審議を行った結果、支持する委員が3名と少数であったことから検討の対象から外すこととした。④5区案については、4案のうち、類似するものを整理して3案とし、旧植木町の取り扱いや区の人口、面積などについて、論議を行った。次回においては、この3案について審議を行うこととした。

第8回が4月6日に行われております。5区案①(原案)、5区案②、5区案③の3案について審議を行い、意見が出尽くした中で、まず、他の2つの案とは離れている5区案②について、採決が行われ、賛成者が3名だったことから検討対象から外すこととした。次に5区案①について、採決が行われ、出席委員25人のうち、15人の委員の賛成により、5区案①が審議会としての区割り案とすることが決定した。その後、区役所の位置について、5区案①の案と違う意見が出されたため、5区案①の原案どおりでよいかの採決が行われ、12人の委員及び議長の賛成により出席委員の過半数となり、区役所の位置も原案どおり決定した。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。「審議の経過」についてご説明いただきましたが、何かご意見、ご質問ありませんか？こういった項目は書き足してほしいとか、あるいはここは違うのではないとか、そういうところがありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

それでは「審議の経過」につきましては原案のとおりとさせていただきます。

それではまずは「行政区画編成の基準」ということです。それからその次の6頁からが「区役所位置の検討に当たっての基準」ということになっておりますが、これはもう皆さんにご検討いただいたものですので、その基準をそのままここに載せたということですからこれでよろしいでしょうか？それではそういうふうにさせていただきます。

それで8頁が4番ということになりますが、「行政区画の編成及び区役所の位置についての結論」ということになっております。事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

「行政区画の編成については、熊本市の区域を5つの行政区に分け、その区域は、次のとおりとすることが適当である。（なお、各行政区の名称は、便宜上、A区、B区、C区、D区、E区とする。）各行政区の区役所の位置は、次のとおりとすることが適当である。」A区からそれぞれ小学校区をここに記載しております。区役所の位置としましては、A区を植木総合支所、B区を西部市民センター、C区は熊本市役所本庁舎、D区は税務大学校熊本研修所隣接地、E区を富合総合支所とさせていただきます。なおこの位置の図面につきましては9頁に記載のとおりでございます。以上でございます。

会長

これにつきましても、前回皆さんにご承認いただきましたものを記載しているわけでありますけれども、表現、その他について何かご意見ありませんか？よろしいでしょうか？そうしましたら、4の結論につきましてはこのとおりとさせていただきます。

10頁をお願いいたします。10頁が「本答申の考え方」についてでございます。（1）から（3）まで3つで構成されておりますので順番にご審議いただきたいと思います。（1）の「行政区画の編成について」事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

行政区画の編成に当たっては、第3回行政区画等審議会で決定した「行政区画編成の検討に当たっての基準」に定める、①人口規模、②面積規模及び地形・地物、③地域コミュニティ及び通学区域、④公共機関の所管区域、選挙区（国）の4項目を基にし、具体的には、

- ・行政サービスの提供において、区間に格差を生じさせないために、10万～15万人程度のバランスのとれた人口規模にすること
- ・住民と行政が身近な結びつきのもとに連帯して、地域の特性を生かした一体感のある区のまちづくりを行っていくために、所管区域の市民協働による地域づくり活動の支援や推進を行っている公民館の区域をなるべく分断しないこと
- ・小学校の通学区域については、分断をしないこと
- ・保健福祉センターの管轄区域については、なるべく分断しないことなどを考慮した。

また、住民サービスを低下させないことを最優先に考え、

- ・市が大区役所制を採用し、きめ細やかな住民サービスが市民に身近な区役所で行われること
- ・区役所出張所となる総合支所や市民センターの機能を現行とほぼ同様に維持するためには、職員の配置数から考えると、区の数最大5つとなること
- ・旧富合町・城南町・植木町と合併して政令指定都市を目指す熊本市の新旧市民の一体化

を図ること等にも配慮しながら、住民説明会やパブリックコメント、住民アンケートでの住民意見や、地域団体等からの陳情・要望などもふまえ、審議会において論議を行った結果、行政区画の編成については、5区とすることとした。

【A区について】

東は白川以北から西は金峰山の麓まで、台地で形成される旧熊本市の北部地域に合併した植木町を加えた地域を一つの区とした。

畑作を中心とした農業が盛んで、特にスイカは全国の市町村で第1位の産出額を誇る本市の主産地である。また、植木バイパスから北バイパスといった新たな幹線道路の整備も進み、人との交流が期待される地域でもある。

区の境界については、旧植木町だけで単独区にする案や龍田地域（龍田、楡木、楠、武蔵、弓削）をD区にする案もあったが、①合併後の新旧市民の一体化を図ること、②龍田地域の清水地域（清水、高平台、城北、麻生田）との一体性、③白川上流区域は、消防・警察等で分岐線とされていることなどを考慮し、行政区画の編成を行った。

【B区について】

金峰山から海岸線まで繋がった、本市の海と陸の玄関口である熊本港と熊本駅をもつ地域である。

みかん、梨などの果樹の栽培から水稻の生産、また水産業も盛んで地域性豊かな特色のある農水産業が営まれている。

物流の拠点として定着してきた熊本港は、東アジアとの交流の拠点となり、熊本駅においては、新幹線開通に伴う新たな交流の拠点として位置づけられ、地域活性化や観光など、より一層の発展が期待される。

区の境界については、旧飽田町、天明町の地域を、B区にする案や、花園、城西、池田校区を、C区に入れる意見があったが、白川下流での分岐、飽田・天明地域と川尻とは、歴史的な一体感があることや、都市計画道路野口清水線（通称：西廻りバイパス）の整備が進んでいることなどを考慮し、行政区画の編成を行った。

【C区について】

熊本市は、熊本城を中心に同心円に広がった都市であり、市役所や中心商店街が市内全域から利用されることなどの住民の日常生活の利便性を考慮し、中央に1つの区を設けるような行政区画の編成を行った。

その範囲としては、熊本城を中心とした本市の中心地と文教の中心である黒髪地区、大江地区などを含め一つの区とした。

熊本都市圏はもとより県内の中枢拠点としての都市機能が集積し、人との交流の場が創出されている。また、熊本城を核とした中心市街地の活性化にも取り組んでおり、新たなにぎわいの創出が期待される。

【D区について】

北は託麻地域から南は秋津地域までの本市東部の人口が増加している区域を一つのまとまりとした。

市街地でありながら湧水が湧き出る江津湖は、地域住民の憩いの場であるとともに、日本一の地下水都市を標榜する本市の代名詞にもなっている。また、熊本空港へ向かう幹線道路が整備されており、住環境にも優れ、今後も人口の増加が見込まれる地域でもある。西原校区から、C区に入れてほしいとの要望があげられ、委員からもC区に入れる案もあったが、公民館区域をなるべく分断しないことを考慮し、行政区画の編成を行った。

【E区について】

白川以南の一部海岸線から新たに加わった城南町までの地域を一つの区とした。

平坦地では、水田農業やなすやトマト等の栽培が盛んに行われており、一方では、拠点医療機関や、世界的な半導体企業や流通団地、城南工業団地、新幹線車両基地等、本市の製造、運輸業の中核を抱える地域である。

旧富合町と旧城南町の合併2町を抱える地域であり、旧富合町と旧城南町で1つの区としてほしいとの要望もあげられたが、合併後の新旧市民の一体化を図ることや、川尻、天明、富合などの地域の歴史的な一体感などを考慮し、行政区画の編成を行った。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。「本答申の考え方」の中で、まず「行政区画の編成について」の答申の案についてご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか？それぞれの区ごとに地域の特徴とか、あるいはそれを基にこの審議会で区割りを行った考え方が要約されているわけですがそれでも、よろしいでしょうか？それでは（1）の記述につきましてはこのとおりとさせていただきます。

それでは「（2）区役所の位置について」ご説明をお願いします。

事務局

会議資料12頁をお願いいたします。

（2）区役所の位置について

区役所位置の検討に当たっては、第3回審議会で決定した「区役所位置の検討に当たっての基準」に定める、①区役所の施設規模、②既存施設の活用、③用地確保の可能性、④交通の利便性、⑤市民の日常生活における利便性の5項目を基にしたが、特に、財政的な観点から既存施設の活用を最大限に考慮し、また、平成24年4月1日の政令指定都市移行までの限られた期間内の区役所整備のための用地確保の可能性等に配慮し、検討を行った。

また、市町村合併の課題として、周辺地域が衰退していくことへの懸念があげられるが、その観点から考えれば、合併した周辺地域に区役所を設置することが、熊本市全体の振興につながっていくと期待できることもあり、次のように決定した。

【A区】

既存施設の活用と新熊本市の均衡ある発展を考慮し、植木総合支所とした。

【B区】

既存施設の活用と地域拠点にもなっている西部市民センターとした。

【C区】

既存施設の活用と交通の利便性の観点から市役所本庁舎とした。

【D区】

用地確保の可能性及び地域拠点としての位置づけから税務大学校熊本研修所隣接地とした。

【E区】

既存施設の活用と新熊本市の均衡ある発展を考慮し、富合総合支所とした。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。それでは「区役所の位置について」の記述についてご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

はい、赤星委員。

赤星委員

A区の植木総合支所の区役所設定については、やはり法定協議会の申し合わせというか、決定をやはり重視されたと思うんです。そのことはやはり書いてほしいなと思います。

会長

いかがでしょうか？確かにどちらを優先させるのかという意見が赤星委員からもいただいたと記憶しておりますが、おそらく多くの委員さんがやはり合併協議会の経過を重視したいというお考えだったと思います。そうしましたらそういう記述を追加するということにいたしましょうか。その部分を出してください。A区のところのどこかに「合併協議会の経過も踏まえ」と。

はい、坂田委員。

坂田委員

A区の問題については赤星委員も言われたんですが、うちの江藤委員からもこれまでい

ろいろな形の中で合併協議会のことで、結局はただ全体的な論議はなされてなかったという事は行政のほうからもいろいろ出ていました。そのことの中で前回、植木ということでは答申としては決まったわけです。だから本当に私も全体的に見ていますが、そういう中では交通網から市民の日常生活という点からは答申として本当にこれでいいのかということとは疑問をいたします。

会長

坂田委員から前回もそういった趣旨のご意見をいただいております、そうしたご意見も踏まえた中でこういう答申の案ということになっているかと思えます。合併協議会の経過を踏まえてということ自体についてはいかがですか？そういう文章をここに挿入するという事について。

坂田委員

私と思うのは本当にこれでいいのかという問題を疑問視しますということなんです。だから前回創意でそういう形になったわけです。だからそこは私としては付け加えてほしいという思いはございます。

会長

赤星委員は何か。

赤星委員

こういう「なお」とか「さらに」と付け加えて。法定協議会で先に決定されていたというのはおかしいかもしれませんが。

会長

「なお」とか「さらに」と。法定協議会と言ったほうがいいのか、合併協議会と言ったほうがいいのか？

事務局

法定協議会です。

会長

「なお、法定協議会での審議の経過も踏まえ、」というふうに修文してもらいましたが、いかがでしょうか？

そこは検討事項ですので。赤星委員いかがですか？「なお」はいらなくてもいいですね。「考慮し、さらに法定協議会の審議の結果も踏まえ植木総合支所とした。」

赤星委員

「尊重し」の方が。

会長

私は「踏まえ」のほうがいいような気がします。他の委員さんいかがでしょうか？

(はいとの返答)

会長

ということで決まりました。よろしいですか？では、ここにつきましてはこういうふう
に修文させていただきます。あとでプリントしたものを皆さんにもお配りして再度確認し
ていただいて、その後答申ということにさせていただきます。他の区についてはいかがで
しょうか？

はい、上村委員。

上村委員

城南のほうからお二人の答申書への意見ということで、その最後から2行目のところ
で読ませていただきますと「特に区役所の位置については賛否同数で会長の裁定により富
合総合支所に決まったことから答申書には明確な裁定理由を示していただきたいと思いま
す。」という要望が出ております。このあたりの取り扱いについては会長としてはどのよう
なお考えでしょうか？

会長

こうしたご意見が出たということでこの案を作るにあたって私もいろいろ考えましたが、
12頁の(2)の「基準に定める、①区役所の施設規模、②既存施設の活用、③用地確保
の可能性、④交通の利便性、⑤市民の日常生活における利便性の5項目を基にしたが」こ
の後です「特に、財政的な観点から既存施設の活用を最大限に考慮し、また、平成24年
4月1日の政令指定都市移行までの限られた期間内の区役所整備のための用地確保の可能
性等に配慮し」というのを私としてはお二人のご意見に対する答えというつもりで書いた
つもりなんです。というのは、第7回目の審議会でお二人から具体的な南の方の区役所の
場所として県道田迎木原線と県道神水川尻線の交差点付近に建設してほしいという要望が
あったわけです。それに対して私は、具体的な用地の目処をお持ちなんですか？というご
質問をしたら「それは事務局で考えてほしい」というお答えだったんです。それに対
して私は「この審議会で決めた区役所の位置についての基準の中で1つは既存施設の活用、
もう1つは用地確保の可能性というのが入っていますが、その基準に従って判断しなけれ
ばいけないと思うんですが、どうですか？」ということをご質問したら、要するに具

体的な特定の場所は持っていないのということと、いずれにしてもその土地の所有者がいらっしゃる。公用地ではなく私有地であること。それからそこが市街化調整区域になっているというお返事だったんです。ですから、そういうことを考え合わせるとこのE区のところは12頁の一番下の結論になるのではないかなと。そういう意味で上のほうにある中で特に既存施設の活用と用地確保の可能性に配慮し、検討したんだというふうに書いたんですが。まだ不十分でしょうか？

上村委員

ここを想定して書かれたんですか？

会長

そうです。よろしいでしょうか？他の委員さんいかがでしょうか？そうしましたら区役所の位置につきましてはA区を修文するということでご了承いただいたものといたします。

それでは(3)に行きます。「行政区設置にあたって配慮すべき事項」ということでこの部分につきましては答申するにあたってこの審議会として熊本市あるいは市長のこういったことをしっかりやってほしいという意見にあたる部分です。それではご説明をお願いいたします。

事務局

(3) 行政区設置に当たって配慮すべき事項

本審議会は、行政区画の編成及び区役所の位置について答申するに当たって、住民説明会やパブリックコメント等が出された意見や要望を踏まえ、区割りによって住民サービスの低下を招かないようできる限りの配慮を行ったところであるが、特に以下の点については、熊本市において今後十分な対応をされることを期待する。

①新たに設置される区役所の利便性を確保することを目的として、区内の交通条件のあまりよくない地域のために、行政が主体となり運営する「区バス」を導入すること。導入に当たっては、経路や運行時間に配慮し、高齢者や障がい者をはじめとする多くの市民が利用しやすいバスとすること。

②区役所出張所となる総合支所・市民センターの機能を現行と同様に維持すること。

③市民生活に密着した住民サービスについては、市民が居住する区に関わらず、どの区役所でもサービスが受けられるようにすること。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。ここの趣旨というのは先ほど私が申し上げましたとおり、行政区設置に当たって市に配慮していただきたい事項を列挙しておりますが、何か委員の皆

さん。はい、どうぞ。

赤星委員

先ほどA区で植木総合支所のことを申し上げたんですけれども、実際（3）のところの④で植木の法定協議会での決定は大きな影響を与えたという苦渋の判断だったということの1つだったということをお網羅していただかないですか？

会長

苦渋の判断だったというご意見。要するに法定協議会で決定されていたのではないかと。ただ、私自身も前回申し上げましたとおり熊本市全体の発展を見れば端っこに置くほうがいいと始めから思っていたんですよね。ですから、私はそんなに苦渋というほどではないんですけれども。各委員さん、いかがでしょう？

はい、上野副会長。

上野副会長

いろいろなお考え等の議論は次の項目に主な意見が出ていますよね。この（3）はこれから行政区を作っていくにあたってとりわけ審議会で出てきた項目の中で配慮してほしいということを書く項目になっておりますので、赤星委員のご意見は次の中で十分反映されれば場所的にはいいのではないかなと思います。

会長

私の説明も十分ではなかったですが、次の頁以降は審議会で皆さんにお出しいただいた意見の主なものをあげてこれで市長、市民に伝えるという構成にしております。（3）について。

はい、崎元委員。

崎元委員

（3）に書かれてある3つの項目は区割りなり区役所の位置を考える時の非常に重要なベースとなった条件なんです。それでこれが崩れますと全部崩れると言っても過言ではない。従って（3）のタイトルをもっと強く言えないか。弱すぎる。われわれ審議会がどれだけの権限を持っているのか知りませんが、この前文のところには「期待する」というかなりやわらかな表現になっています。そのことが気になりますが、少なくともタイトルは「行政区設置にあたって実施すべき」あるいは「実現すべき事項」というようなことにしていただけないか、「配慮」では弱すぎるという気がいたします。

会長

確か前回「前提条件」という言葉を使われまして、そうしようかとも考えたんですが、「条件」というよりはこういうことを市に審議会から要請するというでこういう表現をとって見たんですが、確かにおっしゃるように「配慮」では遠慮しすぎているような気もいたしますね。「実現」というご意見ですが、いかがでしょうか？よろしいでしょうか？それではここは「実現」というふうに修文してください。あとパンチが足りないところはありませんでしょうか？あるいは他の項目の追加とかありましたらご発言いただきたいのですが。

はい、米村委員。

米村委員

この③に「市民が居住する区に関わらず、どの区役所でもサービスが受けられるようにすること。」と書いてありますが、最寄りの近い区役所でほとんどの手続きとかはできるわけですかね？

会長

はい、事務局。

事務局

前回お示ししましたように現段階では5項目ほどは最寄りの区役所でなければ処理できませんけれども、それ以外のサービスについてはどの区役所でもできるようにシステムを構築しているところでございます。この③に書いてあるのはさらに踏み込んだご意見だというふうに私どもは理解しております。その5項目についても検討しなさいというようなことではなからうかというふうに思っております。以上でございます。

会長

前回自分が居住している区役所に直接行かないとできないことということで5項目挙げいただきましたが、それが極めて限定的なものだったということが皆さんご理解いただけたかと思います。さらにそれも事前に電話相談すれば何とかなるのではないかとかいろいろ工夫できるのではないのでしょうかとそのあたりを事務事業の権限配分という観点からではなくサービスという観点から、もう少し検討してくださいというお願いをしまして、それを反映した表現にしたつもりです。原案はかなり「できるだけ」とか「ほぼ」とか書いてあったんですけれども、それはちょっとやめましょうということでこういう表現にしたところです。よろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

他にいかがでしょうか？そうしましたら（３）の「行政区設置にあたって実現すべき事項」につきましては以上のとおりとさせていただきます。

それでは次の１４頁「審議会での主な意見」ということですが、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

１４頁をお開きいただきたいと思います。始めに「行政区画の編成に関する事」について委員の皆様方から出ました意見をここにまとめておりますが、１５頁の４番目までは第５回までの審議会でご意見でございまして、総論的なご意見がこの１４頁から１５頁の４番目まで出ております。それ以降につきましては具体的な区割り案が出た後の個別的な意見が出ております。まず１４頁の方から読み上げさせていただきます。

- ・区割りは人口だけでなく、地形・地物なども踏まえて検討していくべきである。
- ・小学校区は分断しないとのことだが、中学校区についても配慮してほしい。
- ・区割りの基本は住民サービスが低下しないことである。
- ・人口規模の１０万～１５万人程度は一つの目安とあるのは、歴史的な経過など様々な他の要因で、その中に納まらないケースもあり得る。
- ・植木町としては、熊本市と融和した区割りとしてもらいたい。合併したからには熊本市域と一体となったまちづくりが必要であり、市全体の均衡ある発展のためには、区の人口はある程度の規模が必要である。
- ・政令指定都市移行後の消防署の配置を考えると５区がいい。
- ・植木町役場を区役所とすることは法定協議会で約束しているが、熊本市域と一体的な区とすることの約束はしていない。
- ・５区案で言えば北部総合支所のほうが、利便性が高い。
- ・法定協議会では、区割りのエリアについて議論もないし、話もないし、約束事もないという前提で、この審議会は議論を進めていく。
- ・旧富合町、城南町の２町だけで小さな区を作ることには住民の抵抗があり、基準に沿って隣接する旧熊本市域も含めた広い地域の区割りを要望する。
- ・緑川を境とし、また、選挙区も考える中で、城南町と旧富合町で一つの区としたほうがよい。
- ・選挙において、少数の意見がきちんと反映されるように区の数は少なくしたほうがよい。
- ・区の数が多くなるほど区役所までのアクセス時間が短くなり、市民の利便性が増加するが、逆に施設整備、人件費等が増加し、一定の市民便益当たりのコストが増大し、行政効率が低下する。
- ・区の数が少ない場合、少ないほど費用の増加は小さく抑えられるが、区役所までのアクセス時間が長くなるなどの市民便益が減少し、一定の市民便益当たりのコストが増大し、

住民サービスが低下する。

- ・区割りは効率性、合理性のみでなく、周辺地域の発展や地域間の連帯感を考慮し、コミュニティの力を生かすことが必要である。
- ・合併後の新旧市民が一体となることが必要である。
- ・行政の効率化、住民サービスの充実、出張所機能が充実することから考えると5区案が望ましいが、若干修正する可能性もある。
- ・人口規模をもとにした合理性、効率性を重視した区割りということでは、市の周辺部の地域の住民にとっては利便性が低下する。
- ・教育委員会の区域ブロックは、中央、東西南北に分かれており、今回示された5区案とほとんど重なっている。
- ・区割りの線引きについては、地域の住んでいる方のいろいろな意見を聞いてもらいたい。
- ・5区案を基本としながらも線引き及び区役所の位置については市民の意見を聞いて柔軟に修正していくべきである。
- ・将来的に変わることのない自然的、地理的な線引きを区割りの線引きにすることは合理性がある。
- ・地域性や学校の問題などの様々な生活の利便性から見た地域の観点と行政サービスのコストの観点などを考えながら、市民の意見を聴取後、柔軟な審議を行っていくべきである

ここまでが第5回までに出た意見でございます。以降が第6回から出たご意見でございます。

- ・住民説明会、パブリックコメント、住民アンケート、要望書等で、3、4区案を望む内容のものもあるので、そういった案も検討すべきである。
- ・住民説明会の意見を見ると大多数が修正を望んでおり、市民目線で将来の熊本市の区を論じる必要がある。
- ・24万人に近い区は今までの原則を少し外れており無理があるのではないか。
- ・中央部と西部で1つの区とすることは、区のコンセプトが理解できない。」
この2点は城南町の4区案に対するご意見でございます。
- ・3万人程度の区は、人口が基準から外れている。
- ・龍田地域、飽田・天明地域、西原校区をどのようにするかが、論点となっている。
- ・植木町が単独区という案が出ているが、単独区は望んでおらず、植木町は新熊本市での均衡ある発展を望んでいる。
- ・人口で7倍、面積で5倍の格差のある案はバランスが悪く、面積が広い区は住民の利便性が悪く、区のコンセプトが見えない。

次がこれの反論でございます。

- ・車社会なので、西南部地域の広い面積でも、交通渋滞を考えた場合には、東部や中央地域より交通の利便性はいいと考える。
- ・まちづくりの面で龍田地域は清水、麻生田との結びつきが非常に強い。
- ・東部地区は非常に人口増加が著しく、今後、人口増加が見込まれる龍田地域を同じ区にすることは、将来的に人口のバランスが崩れる懸念がある。
- ・川尻、富合、飽田、天明は川を中心にしたまちづくりを行っており、また、生活圏でも文化圏、商業圏においても、従来から手を組んできたところである。
- ・龍田地域は清水、麻生田と一緒にしてほしい、池田、花園、城西は中央の区に、西原は中央の区になどの意見が出ている。
- ・新幹線が来るから市街地を活性化しようとしている中、駅のある春日を中央の区からは外さないほうがいい。
- ・植木町役場を区役所にすると決めたことが清水地域などの反対につながっており、区割りのネックになっている。
- ・区割りについては、地理的なもの（白川、山）や地元の自治協議会の意見（龍田地域、花園地域、旧飽託郡）を重視すべきである。

次頁をお願いします。

- ・旧飽託郡は一つの括りでまとめたほうがいいのではないか。
- ・住民説明会では龍田市民センターが一番反発の意見が多かったが、区役所の機能などの理解が深まるにつれて、住民の考え方が変わってきている。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。「(1) 行政区画の編成に関する事」ということで皆さんからいただきましたご意見を原則審議会開催の順にならべているわけですが、何かございましたお願いします。私が言った意見が入っていないとか、あるいはそういう趣旨で言ったわけではないといったものがありましたらお願いいたします。いかがでしょうか？よろしいでしょうか？

はい、崎元委員。

崎元委員

内容ではないんですが、フォーマットという観点で他の(2)(3)その他にも関連するのですが、今室長が第4回、5回までの意見とそれ以降、すなわち住民説明会等までの意見と住民説明会等以降の意見を区別して説明されたので私どもここにいるものはある程度

理解はできますし、意見そのものは、ほぼ時系列に並んでおりますので理解可能なんです
が、今申し上げましたように住民説明会等までの意見とその後の意見というのはある程度
意味合いが違うところがあります。対象にしている区割り案も違いますのでそこだけをフ
ォーマットの的に区別するような書き方をさせていただいたほうが後でこの文章を見る方の理
解が得やすいのではないかというふうに思いますので、意見としましては「(1) 行政区画
の編成に関する事」の後にかぎ括弧をして「住民説明会等までの意見」とか第4回とか
どの会議で言ったかというのはあまり意味がないので「住民説明会等まで」というのを小
見出し的に入れていただくということと、15頁の上から4つ目の後にかぎ括弧の小見出
しで「住民説明会等以降」とそういう大きな時系列の郡に分けて示すのが第3者の理解に
役立つのではないかと思います。

会長

ありがとうございました。いかがでしょうか？頷いている委員さんが何人かいらっしゃ
るのでちょっと入れてみてください。「住民説明会等実施以降の意見」このような感じでよ
ろしいでしょうか？ではこのようにしてください。その後の(2)(3)も同じようにとい
うことでお願いします。

他によろしければ(2)に移らせていただきます。それでは説明をお願いいたします。

事務局

これも5番目までが住民説明会等の実施以前の意見でございます。

(2) 区役所の位置に関する事

- ・既存の市民センター等の施設を最大限活用する方向でお願いしたい。
- ・単に国・県の用地があるからというだけの視点ではなく、区役所は、区のあり方を考
えらる中で一番ベターな場所に設置するべきである。
- ・5区案では、区役所の位置は田迎木原線の御幸近辺が一番妥当だと思う。
- ・高齢者は、どこが区役所になっても今の総合支所・市民センターはバスの便が悪く、今
の市役所本庁舎を利用されている方が多い。
- ・植木町役場を区役所にするという法定協議会の決定を尊重するべきである。

以下が説明会等以降の意見でございます。

- ・5区案は区役所の位置が問題であり、賛成・反対の意見やメリット・デメリットを含め
て十分な論議が必要である。
- ・県内でも多数の市町村合併があつたが、中心部だけ栄えて周辺地域が衰退しているの
ではないかということが課題になっており、その観点から考えると周辺部に区役所を設置
するのは、熊本市全体の振興につながるのではないかと。

- ・4区案の②で田迎木原線と県道神水川尻線の交差点付近に区役所新設の提案をされているが、区役所の位置を決める基準である『既存施設の活用』と『用地確保の可能性』を満たす、具体的な用地の目途はあるのか。
- ・交通の利便性や商業集積、病院の集積を考えた場合に、優れた場所だと思う。具体的な目途はないが、その付近は市街化調整区域であり、政策的に調整区域を除外するのは可能ではないかと考えている。
- ・初期投資に限ってではあるが、2つの区の区役所を新規に作るとなると財政的にデメリットとなるのではないかと考えている。既存施設をなるべく活用すべきである。
- ・富合総合支所を区役所にするという意見は、富合以外の地域からは出てきていない。
- ・歴史的にE区全体の地域性の中心は川尻ではないか。工業的振興の視点の縦軸、横軸の交わりから言っても田迎のほうではないと思う。
- ・A区の区役所を植木にするというのは、住民の理解が得られるのか危惧している。
- ・龍田地域の説明会の状況から、A区の区役所を植木町役場とするのは心配していたが、楠・楡木校区の要望書や委員からの地元の意見の説明があったことで状況が少し変わったのではないかと印象を受けている。
- ・歴史的なつながりなどの事情を考えて川尻のフェイス学院のところを区役所としてはどうか。
- ・原案どおりの案で答申となるのは、何のために住民に意見を求めたのかということになりはしないかと思う。
- ・原案どおりの案になったが、市民の意見を踏まえて委員で判断をした結果であると理解している。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。ここにつきましても上の5つが住民説明会等を実施する前の意見、それ以降が実施以降の意見ということで整理してもらいます。委員さんから何かご意見、ご質問はありませんでしょうか？

上から9番目の「交通の利便性や商業集積、病院の集積を考えた場合に、優れた場所だと思う。具体的な目途はないが、その付近は市街化調整区域であり、政策的に調整区域を除外するのは可能ではないかと考えている。」というのはどの意見が優れているというのがわかりませんので最初に「4区案の②は」とか入れてください。

他に意見ありませんか？よろしいでしょうか？

では、「(2) 区役所の位置に関する事」につきましては以上のおりとさせていただきます。

それでは「(3) その他」のご意見について事務局からご説明をお願いします。

事務局

17頁をお願いいたします。これも下から6番目からが住民説明会等以降のご意見でございます。

会長

「区役所が増えると財政面で問題である。」というところまでが開催前？

事務局

はい、開催前でございます。

(3)その他

- ・区役所で行う住民サービスは、原則どの区役所でも利用できるということなので、サービスの範囲は広がると思う。
- ・第3回に決定した行政区画の編成と区役所の位置の基準を十分尊重すべきである。
- ・行政サービスを低下させないことを最優先にするべきである。
- ・市民センター、総合支所は原則的に今までどおり保持するべきである。
- ・どの区役所においても同じ行政サービスを受けることを可能とするべきである。
- ・交通アクセスに恵まれないような地域に対して、区内を循環するコミュニティバスの導入を検討するべきである。
- ・6区案で出張所の行政サービスを維持しようとするれば、人員増が100人程度必要となり、人件費予算が毎年7億円増となり市民の負担が増える。
- ・単独区、それに近い区割りであれば、合併の前後でたいした差がなく合併の趣旨が実現できない。
- ・高平台から弓削にあたる北東部地域が、植木町役場を区役所にするに抵抗感があると考えたが、北バイパスが完成し、四方寄町付近で3号線に連結されれば、かなりアクセス時間が短縮され、また、北部総合支所なども現行どおり利用可能であれば、便益は改善される。
- ・区役所は限られた数になるので、出先機関を適切に設置し、地域実情に応じた機能を残すことが重要である。
- ・車に乗れない、車を利用しないような一般市民の意見も大切にすべきである。
- ・区間格差を作らない視点が必要である。
- ・区役所の数が少ないほど、財政的にメリットはあるが、まちづくりや住民サービスの面では区役所の数は多いほうがよい。
- ・区役所が増えると財政面で問題である。

以下が住民説明会等後の意見でございます。

- ・住民意見の集約について、この審議会にどのように取り上げるかどうかは、審議会委員

で判断してもらいたい。

- ・区割りの修正案などを審議会の俎上に上げる場合は、委員が提案しなければならない。住民の意見を取り上げるのは委員である。
- ・パブリックコメントや住民説明会でも区バスの意見が出され、コース決めは市民の生活動向調査を行い、利用者の見込める運行体制とする。
- ・住民意見の1つ1つは大事だが、どこかで線引きでの妥協が必要である。
- ・可能な限り市民の意見を取り上げて、市民の意見を基に案を作り上げたという形をとることが必要である
- ・区役所の数が少ないほど、財政的にメリットがあるが、まちづくりや住民サービス面から考えた場合、少なくとも5ヶ所くらいは拠点施設を作るべきである。

次ページをお願いします。

- ・居住地の区役所でなければできないという事由が少なくなってきた。
- ・赤字だからと市営バスを民営化する中で区バスが本当に導入されるのかと市民は疑問に思っている。
- ・今日で8回の会議を重ねて、毎回確実に積み重ねてきた部分については、元に戻るような議論はしてはいけない。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。「その他」の意見ということでここに集約してありますが、何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか？

ここにつきましても住民説明会等実施までの意見とそれ以降の意見ということで区分して書いておいてください。

そうしましたらこの審議会での主な意見につきましては今お話ししましたようなところを修正するということがご了承いただきたいと思います。

19頁からは答申の本体ではないんですが、参考資料ということで住民説明会の状況、参加の人数、あるいはパブリックコメントの結果、住民アンケートの集計結果、それからこの審議会に出されました要望・陳情・提案等を一覧表に整理させていただいております。これらにつきましては審議会を進める中でお示ししておりますので説明は省略させていただきます。何かこの参考資料のまとめ方についてご意見ありましたら。よろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

ありがとうございました。それでは本日の議論の中で皆さんからいただきましたご意見を基にもう一度この答申書を修正いたしまして皆さんのお手元にお配りしたいと思います。何分ぐらい時間はありますか？

事務局

その前に資料の3頁でございますけれども、第9回の審議経過につきましてよろしければこの場で記載をご確認いただきたいと思います。今から原案を出させていただきます。

会長

3頁の第9回の答申案についてということには「審議して答申を決定した」というような記述ですね。「第9回審議会においては行政区画の編成及び区役所の位置についての答申案についての審議が行われ審議の結果、答申書（案）を承認した。」ということよろしいでしょうか。「（案）」はいらないですね。そうですね。かぎ括弧の前を全部削ればいいんじゃないんですか。「について審議が行われ審議の結果答申書を承認した」よろしいでしょうか？

（はい、との返答）

会長

ではこれで準備してもらいます。何分休憩？

事務局

すみません、15分ぐらいお願いできますか？

会長

では15分ということですので11時5分に再開したいと思います。恐縮ですがそれまで休憩させていただきます。

【15分 休憩】

会長

出来上がるのもうちょっとかかるみたいなのでお待ちいただきたいと思います。この後のことを少しだけお話させていただきますと、今回は区割りと区役所の位置について市長から諮問されましたのでそれに対するお答えを今日市長にお渡しすることになります。それでもう1つ、区の名前を付けるということがこの審議会の仕事になります。これは改

めて市長から諮問がありまして、それでもってこの審議会が再開されるということになります。具体的にいつからスタートするかというのはちょっと私も聞いていないんですけども、5月のゴールデンウィークが明けるまでは皆さんにもゆっくりしていただいて、その後具体的な日程を検討するということになるかと思っておりますので、お心づもりをお願いしたいと思います。そのようなことでいいですかね？もうちょっとお待ちください。もう少しで再開いたしますが、私は28人の委員さんの分全部をここでお配りしようという前提で考えて事務局ともその段取りをしていたんですけども、まだ全部は製本ができていないそうですので市長さんにお渡ししてご挨拶とかいただいている間にはできると思います。一応皆さん方にはスクリーンで確認していただきましてあのデータをそのまま印刷しておりますので。私と上野副会長が市長にお渡しする分は確認しましてお渡しして、皆さんがお帰りになるまでにはお手元にお届けできるそうですので。そういうことで段取りが変わってしまいましたけれども、修正した答申書に私と上野副会長で確認をいたしましたので幸山市長にお渡しをいたしたいと思っております。

28人の委員と市民の皆さんから寄せられましたいろいろなご意見を基にして答申書を作成いたしましたので、お渡しいたします。これを基に政令指定都市に向けた取り組みを進めていただきたいと思います。

【桑原会長より幸山市長へ 答申書 提出】

幸山熊本市長

ありがとうございました。

司会

ただ今幸山市長へ答申の提出が行われたところでございます。それでは幸山市長から一言お言葉を頂戴したいと存じます。

幸山市長

それでは一言お礼の言葉を述べさせていただきたいというふうに存じます。ただ今桑原会長の方から答申書をいただいたところでございます。その重みというものをずっしりと感じながら受けとらせていただきました。審議会の皆様におかれましては昨年の11月2日に諮問を行わせていただきましてこれまで9回にわたりまして熱心に議論を重ねていただきましたし、また、その合間には住民説明会等も開催をし、その場にも委員の皆様方にはご出席をいただいたというふうに伺っております。5ヶ月を超える長期間に亘りましての熱心なご議論に対しまして心から敬意を表させていただきたいというふうに存じますし、そして本日いただきました答申書につきましてはこれまでお取り組みをいただきましたそのご労苦、あるいは審議会の委員の皆様方お一人お一人の思い、そして市民の皆様方の多

くの思いが込められたものということで受け取らせていただきましたのでしっかりと答申の趣旨を踏まえまして今後の対応を進めてまいりたいと思っております。おかげをもちまして3月23日には合併をし、73万の新熊本市としてスタートを切ったところでございます。平成24年4月1日の政令市移行に向けましてもう2年を切ったところでございますけれども、新市としてのまちづくりをしっかりと進めながら、そしてその間にまいります新幹線の開業、あるいは政令市移行を見据えましてしっかりと熊本市の更なる飛躍につながるようなまちづくりを進めていかなければならない、そのような思いも新たにしたところでございます。重ねまして皆様方の長期に亘りますご苦勞に対しまして心から感謝を申し上げましてお礼の言葉に代えさせていただきたいというふうに存じます。大変お世話になりました。誠にありがとうございました。

会長

それでは以上をもちまして本日の審議会は終了させていただきます。9回に亘りまして5ヶ月を超える審議でありましたが皆様方のご協力によりまして答申をまとめることができました。ありがとうございました。心より感謝を申し上げます。先ほど申し上げましたように一旦この審議会は休会ということになりますが、また新しい諮問が行われ次第再開したいと思っております。そのようなことで皆さんとお目にかかりませんが、本日は中締めということでこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

司会

委員の皆様にお伝えしたいと思います。先ほど新しい答申書を配布するとお伝えしておりましたけれども、若干間に合わないということですので改めて送付させていただきますのでご了承いただきたいと思います。申し訳ございません。失礼いたしました。

終了 11時50分